

第10次鳥獣保護事業計画

平成19年4月 1日から
平成24年3月31日まで
(5年間)

長野県

目 次

第1	計画の期間	...	1
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項	...	1
1	鳥獣保護区の指定等	...	1
(1)	方針	...	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	...	2
2	特別保護地区の指定等	...	5
(1)	方針	...	5
(2)	特別保護地区の指定計画	...	6
3	休猟区の指定	...	7
(1)	方針	...	7
(2)	休猟区の指定計画	...	7
(3)	特例休猟区指定計画	...	8
4	鳥獣保護区等の整備等	...	8
(1)	方針	...	8
(2)	保全事業の実施に関する基本的な考え方	...	9
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	...	9
1	鳥獣の人工増殖	...	9
(1)	方針	...	9
(2)	人工増殖計画	...	9
2	放鳥獣	...	9
(1)	方針	...	9
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	...	10
第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	...	10
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	...	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	...	10
(2)	許可する場合の基本的考え方	...	11
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	...	12
(4)	許可に当たっての条件の考え方	...	12
(5)	許可権限の市町村長への移譲	...	13
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	...	13
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	...	14
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	...	14
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	...	14
2	学術研究を目的とする場合	...	15
(1)	学術研究	...	15
(2)	標識調査	...	16
3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	...	16

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	...	16
(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	...	17
(3) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	...	19
4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	...	20
(1) 個体数調整の基本的な考え方	...	20
(2) 個体数調整についての許可基準の設定	...	20
5 その他特別の事由の場合	...	21
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	...	21
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	...	21
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	...	22
(4) 愛がんのための飼養の目的	...	22
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	...	23
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	...	23
(7) 前各号に掲げるもののほかに鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	...	24
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	...	24
1 特定猟具使用禁止区域の指定等	...	24
(1) 方針	...	24
(2) 特定猟具使用禁止区域指定等計画	...	25
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	...	25
2 特定猟具使用制限区域の指定	...	28
(1) 方針	...	28
3 猟区設定のための指導	...	28
(1) 方針	...	28
(2) 設定の方法	...	28
第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	...	28
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	...	28
(1) 方針	...	28
2 実施計画の作成に関する方針	...	29
(1) 方針	...	29
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	...	29
1 基本方針	...	29
2 鳥獣保護対策調査	...	29
(1) 方針	...	29
(2) 鳥獣生息分布調査	...	29
(3) 希少鳥獣等保護調査	...	30
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	...	30
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	...	30
3 狩猟対策調査	...	30
(1) 方針	...	30
(2) 狩猟鳥獣生息調査	...	30

(3) 放鳥効果測定調査	...	3 0
(4) 狩猟実態調査	...	3 0
4 有害鳥獣対策調査	...	3 0
(1) 方針	...	3 0
第 8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	...	3 1
1 鳥獣思想についての普及	...	3 1
(1) 方針	...	3 1
(2) 事業の年間計画	...	3 1
(3) 愛鳥週間行事等の計画	...	3 1
2 愛鳥モデル校の指定	...	3 1
(1) 方針	...	3 1
3 安易な餌付けの防止	...	3 1
(1) 方針	...	3 1
(2) 年間計画	...	3 2
4 法令の普及徹底	...	3 2
(1) 方針	...	3 2
(2) 年間計画	...	3 2
第 9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	...	3 2
1 鳥獣行政担当職員	...	3 2
(1) 方針	...	3 2
(2) 設置計画	...	3 3
(3) 研修計画	...	3 3
2 鳥獣保護員	...	3 3
(1) 方針	...	3 3
(2) 設置計画	...	3 3
(3) 年間活動計画	...	3 4
(4) 研修計画	...	3 4
3 保護管理の担い手の育成	...	3 4
(1) 方針	...	3 4
(2) 研修計画	...	3 4
(3) 狩猟者減少防止対策	...	3 4
4 鳥獣保護センター等の設置	...	3 5
(1) 方針	...	3 5
5 取締り	...	3 5
(1) 方針	...	3 5
(2) 年間計画	...	3 5
6 必要な財源の確保	...	3 6
第 10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	...	3 6
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	...	3 6
2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	...	3 6

(1) 希少鳥獣	...	3 6
(2) 狩猟鳥獣	...	3 6
(3) 外来鳥獣等	...	3 6
(4) 一般鳥獣	...	3 7
3 狩猟の適正管理	...	3 7
4 入猟者承認制度に関する事項	...	3 7
5 指定猟法禁止区域	...	3 7
(1) 方針	...	3 7
6 鳥類の飼養の適正化	...	3 7
(1) 方針	...	3 7
(2) 飼養適正化のための指導内容	...	3 8
7 販売禁止鳥獣等	...	3 8
8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	...	3 8
(1) 方針	...	3 8
(2) 保護収容者による救護の推進	...	3 8
(3) 傷病鳥獣救護ボランティアの充実	...	3 8
(4) 傷病鳥獣の保護体制	...	3 9
9 人獣共通感染症への対応	...	3 9

第1 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。(新法に関する記載事項は、改正法の施行期日(平成19年4月16日)から効力を発するものとする。)

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項

1 鳥獣保護区の指定等

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、基本的に県土における鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性を確保するために設置する。

本県の鳥獣保護区は、第1次計画(昭和39年度~42年度)終了時において、46,127haと県森林面積の3.4%であったものが、第9次計画(平成14年度~18年度)において、229,566ha(うち県指定172,545ha、国指定57,021ha)と21.7%に達しており、鳥獣の保護繁殖に一定の役割を果たしてきている。

また、本県は日本アルプスを抱えた山岳県であり、地形や気候が多様であるとともに、森林が県土の8割を占める森林県でもあることから、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

しかし、近年ではニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による農林業被害等が顕著になってきており、有害鳥獣捕獲や個体数調整のみでなく、狩猟による捕獲の推進が求められている。

一方、ツキノワグマについては、一部の地域において狩猟の制限も含めた捕獲の調整や生息環境の確保の検討が必要となってきている。

これらのことを踏まえ、以下の方針により鳥獣保護区の指定等をするものとする。

(ア)本県における鳥獣の主要な生息地である山岳地域や森林地域において、極力連続した鳥獣保護区を指定するよう努める。

(イ)鳥獣保護区と同様に、豊かな自然環境の保全を目的とする国立・国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、国有林における保護林やみどりの回廊等の他法令等に基づく各種施策と連携を図る。

(ウ)計画期間中に期間満了となる既設鳥獣保護区については、原則的には更新とし、農林業被害等の状況や周辺の鳥獣保護区等の配置等を精査し、必要に応じて対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域への一時的な変更等の見直しを行うこととする。

イ 指定区分ごとの方針

自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての鳥獣保護区の指定については、既存の森林公園や河川公園、学校林等を所有する学校とその周辺地域において検討し、併せて施設整備の考え方についても十分検討を行う。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者に対し、鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲が可能なこと、存続期間の短縮が可能なことを説明する等、十分な調整を行う。

なお、期間を更新する既設鳥獣保護区については、保護対象鳥獣の生息状況等を精査し、実情にあった指定区分となるよう指定区分の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定計画

単位：面積 ha (第1表)

区	分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	106	118	箇所						0					0	
	面積	31,800	145,387	変動面積						0					0	
大規模生息地	箇所		3	箇所						0					0	
	面積		23,639	変動面積						0					0	
集団渡来地	箇所		4	箇所						0					0	
	面積		2,661	変動面積						0					0	
集団繁殖地	箇所		0	箇所						0					0	
	面積		0	変動面積						0					0	
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0					0	
	面積		0	変動面積						0					0	
生息地回廊	箇所		0	箇所						0					0	
	面積		0	変動面積						0					0	
身近な鳥獣生息地	箇所		21	箇所						0					0	
	面積		858	変動面積						0					0	
計	箇所		146	箇所						0					0	
	面積		172,545	変動面積						0					0	

2

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中 の増減	指定区分変更 による増減	計画終了時の 鳥獣保護区
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)			
	2		1		3	4	3	1	2		10	10	5	103
	546		1,306		1,852	2,709	1,728	456	1,348		6,241	8,093	1,276	136,018
					0						0	0	0	3
					0						0	0	0	23,639
					0						0	0	0	4
					0						0	0	0	2,661
					0						0	0	0	0
					0						0	0	0	0
					0						0	0	2	2
					0						0	0	779	779
					0						0	0	0	0
					0						0	0	0	0
					0						0	0	3	24
					0						0	0	497	1,355
	2		1		3	4	3	1	2		10	10	0	136
	546		1,306		1,852	2,709	1,728	456	1,348		6,241	8,093	0	164,452

イ 既設鳥獣保護区の変更計画

単位：ha（第2表）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
19	森林鳥獣	大門鷹山	更新	550		550	10年	期間満了	長和町
		宮川・玉川	更新	540		540	10年		茅野市
		富士見	解除	940	940	0	-		富士見町
		原村	更新	583		583	10年		原村
		三義	更新	3,111		3,111	10年		伊那市
		千人塚	更新	495		495	10年		飯島町
		万古川	更新	1,650		1,650	10年		飯田市
		もみじ平	解除	460	460	0	-		阿智村
		駒ヶ岳・三ノ沢岳	更新	1,604		1,604	10年		上松町
		御岳	更新	2,865		2,865	10年		木曽町
		明科本城	解除	315	315	0	-		安曇野市・筑北村
		有明	更新	994	994	0	-		安曇野市
		黒沢山林	更新	288		288	10年		安曇野市
		東	更新	5,028		5,028	10年		須坂市
		霊仙寺山	更新	240		240	10年		区分変更 飯綱町
		つつじヶ原	更新	140		140	10年		区分変更 飯綱町
		身近な鳥獣	新海三社神社	更新	45		45		10年
	伊那市西箕輪学校林		更新	46		46	10年	伊那市	
	御岳若宮		更新	3		3	10年	木曽町	
	計		22箇所		19,970	2,709	17,261		
20	森林鳥獣	北大塩	更新	800		800	10年	期間満了	茅野市
		境	解除	825	825	0	-		富士見町
		本郷	更新	573	573	0	-		富士見町
		萱野高原	更新	1,220		1,220	10年		箕輪町
		山吹	更新	200		200	10年		高森町
		アテビ	更新	147		147	10年		売木村
		谷京	更新	441	367	74	10年		区域縮小 区分変更 天龍村
		本山	解除	330	330	0	-		期間満了 天龍村
		美ヶ原	更新	3,504		3,504	10年		松本市
		月沢	更新	565		565	10年		松本市
		野尻	更新	824	179	645	10年		区域縮小 信濃町
		斑尾	更新	470		470	10年		中野市
	志賀高原	更新	3,402		3,402	10年	山ノ内町		
	身近な鳥獣	望月少年自然の家	更新	75		75	10年	佐久市	
		永明寺山	更新	71		71	10年	茅野市	
鋳物師沢		更新	105		105	10年	下諏訪町		
計		16箇所	13,552	2,274	11,278				
21	森林鳥獣	川端下・秋山	更新	2,222		2,222	10年	区分変更 期間満了 区分変更	川上村
		十ノ原	更新	705		705	10年		上田市
		諏訪	解除	456	456	0	-		諏訪市
		伊那市うぐす洞	更新	117		117	10年		伊那市
		宮田	更新	365		365	10年		宮田村
		天竜峡周辺	更新	410		410	10年		飯田市
		丸山	更新	855		855	10年		阿南町

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
21	"	治部坂	更新	788		788	10年		阿智村
	"	高山	"	1,060		1,060	10年		大鹿村
	"	城山	"	196		196	10年		木曾町
	"	聖高原	"	593		593	10年		麻績村
	"	鏡台山	"	268		268	10年		千曲市
	"	地獄谷	"	600		600	10年		山ノ内町
	集団渡来地	木崎湖	"	141		141	10年		大町市
計		14箇所		8,776	456	8,320			
22	森林鳥獣	御泉水	更新	205		205	10年		立科町
	"	南角	解除	860	860	0	-	期間満了	上田市
	"	黒河内	更新	2,661	1,306	1,355	10年	区域縮小	伊那市
	"	氏乗山	"	319		319	10年		喬木村
	"	本谷山	"	1,156		1,156	10年		飯田市
	"	菅	解除	488	488	0	-	期間満了	木祖村
	"	乗鞍	更新	5,557		5,557	10年		松本市
	"	戸隠	"	531		531	10年		長野市
	"	苗場山	"	594		594	10年		栄村
計		9箇所		12,371	2,654	9,717			
23	森林鳥獣	大日向	更新	774		774	10年		佐久穂町
	"	摺古木	"	220		220	10年		飯田市
	"	金森山	"	450		450	10年		飯田市
	"	大峰	"	245		245	10年		池田町
	"	樺平	"	416		416	10年		千曲市
	"	高井	"	5,058		5,058	10年		高山村
	集団渡来地	長峯	"	1,510		1,510	10年		飯山市
計		7箇所		8,673		8,673			
合計		68箇所		63,342	8,093	55,249			

【指定区分変更】

平成19年度	霊仙寺山鳥獣保護区（飯綱町）	森林鳥獣生息地	身近な鳥獣生息地
	つつじヶ原鳥獣保護区（飯綱町）	森林鳥獣生息地	身近な鳥獣生息地
平成20年度	谷京鳥獣保護区（天龍村）	森林鳥獣生息地	希少鳥獣生息地
平成21年度	十ノ原鳥獣保護区（上田市）	森林鳥獣生息地	希少鳥獣生息地
	伊那市うぐいす洞鳥獣保護区（伊那市）	森林鳥獣生息地	身近な鳥獣生息地

ウ 対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある鳥獣が生息している地域については、その鳥獣だけを捕獲できる区域（対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に一時的に変更等の見直しを行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すこととする。

(第3表)

年度	対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定所在地	対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域予定の名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
19	富士見町 安曇野市	富士見 有明	940	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
			994	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
計		2箇所	1,934		
20	富士見町 富士見町 天龍村	境 本郷 熊伏	825	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
			573	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
			401	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
計		3箇所	1,799		
21	諏訪市	諏訪	456	10年	ニホンジカ・イノシシを除く
計		1箇所	456		
合計		6箇所	4,189		

2 特別保護地区の指定等

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、対象とする鳥獣の生息地を保護する必要がある地域に指定する。

本県の特別保護地区(8,393ha)のうち、指定目標値のある森林鳥獣生息地の特別保護区は3,461haであり、面積では十分なものとなっていることから、今後は国立・国定公園、県立自然公園の中核である特別保護地区や特別地域について、積極的に指定するよう検討するとともに、既存の特別保護地区については、実情や指定目的等を精査し、必要に応じて見直すとともに、更新に努める。

イ 指定区分ごとの方針

希少鳥獣生息地の特別保護区については、希少鳥獣の捕獲や過剰な観察等を助長する可能性があるため、指定に当たっては慎重に検討する。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者と十分な調整を行う。

(2) 特別保護地区の指定計画

単位：面積 ha (第4表)

区分	特別保護地区 指定の目標	既指定特別保 護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	50	9	箇所	1	3				4					0
	面積	3,180	3,461	変動面積	80	2,035				2,115					0
大規模生息地	箇所		1	箇所						0					0
	面積		4,914	変動面積						0					0
集団渡来地	箇所		0	箇所						0					0
	面積		0	変動面積						0					0
集団繁殖地	箇所		0	箇所						0					0
	面積		0	変動面積						0					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所			1			1					0
	面積		0	変動面積			705			705					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0					0
	面積		0	変動面積						0					0
身近な鳥獣生息地	箇所		2	箇所	1					1					0
	面積		18	変動面積	15					15					0
計	箇所		12	箇所	2	3	1	0	0	6	0	0	0	0	0
	面積		8,393	変動面積	95	2,035	705	0	0	2,835	0	0	0	0	0

9

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定含む)						計画期間中 の増減	計画終了時の 鳥獣保護区
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
					0	1	3	1			5	1	8
					0	80	2,035	705			2,820	705	2,756
					0						0	0	1
					0						0	0	4,914
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0						0	1	1
					0						0	705	705
					0						0	0	0
					0						0	0	0
					0	1					1	0	2
					0	15					15	0	18
0	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	6	0	12
0	0	0	0	0	0	95	2,035	705	0	0	2,835	0	8,393

単位：ha（第5表）

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
19 計	森林鳥獣 身近な鳥獣	万古川	1,650	10年	80	10年			飯田市 白馬村
		姫川源流 2箇所	21 1,671	10年	15 95	10年			
20 計	森林鳥獣 " "	萱野高原	1,220	10年	133	10年			箕輪町 松本市 山ノ内町
		美ヶ原	3,504	10年	764	10年			
		志賀高原 3箇所	3,402 8,126	10年	1,138 2,035	10年			
21 計	希少鳥獣	十ノ原 1箇所	705 705	10年	705 705	10年			上田市（区域の拡大等を今後検討）
合計		6箇所	10,502		2,835				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図る必要がある場合に指定する。

なお、休猟区の指定に当たっては、地域の狩猟者の意向や農林業被害等を十分把握し、地域住民や市町村、農林業団体等の関係者と十分な調整を行うとともに、農林業被害等の状況に応じて特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の狩猟が可能となる特例休猟区の指定を進めることとする。

(2) 休猟区の指定計画

単位：ha（第6表）

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
19 計	飯田市	矢筈山	2,460	3年	
	"	程野山	4,283	3年	
	木曽郡南木曽町	北蘭	1,256	3年	
	"	南蘭	1,336	3年	
	北安曇郡松川村	松川南部	418	3年	
	下水内郡栄村	栄西部	3,358	3年	
		6箇所	13,111		
20 計	木曽郡木曽町	大久保唐沢	425	3年	
	木曽郡木祖村	奥峰	284	3年	
	北安曇郡小谷村	真那板山	2,860	3年	
	"	乙見峠	2,100	3年	
		4箇所	5,669		
21 計	上伊那郡飯島町	黒覆	1,664	3年	
	木曽郡南木曽町	柿其	3,333	3年	
	木曽郡木曽町	西野	1,272	3年	
	"	三岳牧場	396	3年	
	木曽郡王滝村	御岳高原	192	3年	
		5箇所	6,857		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
22	飯田市	矢筈山	2,460	3年	
	木曽郡木曽町	濃ヶ池	905	3年	
計		2箇所	3,365		
23	木曽郡木祖村	枯尾	806	3年	
	木曽郡大桑村	越百	3,641	3年	
計		2箇所	4,447	3年	
合計		19箇所	33,449		

(3) 特例休猟区指定計画

単位：ha (第7表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
19	長野市	豊栄	1,350	3年	ニホンジカ	
計		1箇所	1,350			
20	長野市	小松原	851	3年	ニホンジカ	
計		1箇所	851			
21	長野市	富士ノ塔	582	3年	ニホンジカ	
計		1箇所	582			
22	長野市	虚空蔵山	754	3年	ニホンジカ	
計		1箇所	754			
合計		4箇所	3,537			

4 鳥獣保護区等の整備等

(1) 方針

ア 鳥獣保護区の境界を明確にし、違反行為の発生を防止するため、案内板、木標、制札、補助板を設置し、必要に応じて適切な補修や交換を行う。

イ 鳥獣保護区内の採餌および営巣等の環境整備・改善に当たっては、適正な森林整備による良好な森林環境の維持、公共事業等における自然環境保全に配慮した工法の推進に努めるとともに、給餌および給水施設は、人間と野生鳥獣の適正な関係を歪める恐れがあることから、原則として設置しないこととする。

ウ 観察等利用施設の整備は、基本的に現存施設の維持・補修に努める。

エ 調査や巡視等の管理については、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締まり等の観点から、鳥獣保護員による重点的な巡視を行う。

(2) 保全事業の実施に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により、鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(第8表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
黒河内鳥獣保護区 三峰川上流鳥獣保護区 南アルプス南部鳥獣保護区 高山鳥獣保護区	ニホンジカの生息分布域の拡大により、山地帯から亜高山帯にかけて生育する希少植物の食害及び希少鳥獣等の生息地の減少、環境の悪化が進行している。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類のライチョウは、生息地の減少や環境の悪化により生息数が減少しているといわれていることから、研究者や関係機関等と十分な意見交換を行うこととする。

イ キジの放鳥を前提とする人工増殖については、人工繁殖業者等に対し、近親交配による遺伝的な劣化を防ぐため、必要に応じて放鳥する地域で捕獲された野生個体を導入するよう指導する。

ウ 希少な鳥獣の増殖のために餌の確保が必要な場合は、原則として適正な森林整備や在来種の食餌植物の植栽等による環境整備を行うようにする。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成19年度 ～ 平成23年度			キジ	相手方：(社)長野県猟友会 指導方法：養殖業者への巡回視察 指導内容：野生化訓練状況の確認 野生から新たな個体の導入 個体抽出による病理検査 亜種間交雑防止に関する助言	(社)長野県 猟友会にて実施

2 放鳥獣

(1) 方針

ア 放鳥は、生態系に大きな影響をおよぼすおそれがあるため、行わないよう指導する。

イ 放鳥は、原則としてキジとし、放鳥を行う者に対して、以下の方針に沿って適切な指導に努める。

(ア)異なる亜種との交雑を防ぐため、放鳥しようとする場所に生息する亜種と同じ亜種のも

のとし、遺伝的多様性の保持のため、放鳥する地域において捕獲された系統となるよう努める。

(イ)対象とする鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等を事前に調査し、放鳥後は標識装着による追跡調査の実施に努める。

(ウ)人間に対する病原体を保有するおそれのある地域(例えば高病原性鳥インフルエンザ発生地等)では、放鳥しないこと。

(エ)生息地および餌の競合、病原体の伝播等により、在来種に悪影響をおよぼすおそれのある個体は放鳥しないこと。

ウ 放鳥は、放鳥目的に則した時期(春、秋)に行うよう指導する。

エ 移入鳥獣の放鳥獣は、生態系をかく乱し、生物多様性を損なうおそれがあるうえ、人畜共通感染症や予想外の農林業被害等の原因となるおそれもあることから、行わないよう指導する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第10表)

種類名	放鳥の地域	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	休猟区等	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽
	可猟区	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽	10箇所	750羽
	計	20箇所	1,500羽	20箇所	1,500羽	20箇所	1,500羽	20箇所	1,500羽	20箇所	1,500羽

(第11表)

種類名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
キジ	購入 1,500羽	購入 1,500羽	購入 1,500羽	購入 1,500羽	購入 1,500羽

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らし、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障をおよぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により、生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、この限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障をおよぼすおそれがある場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障をおよぼすおそれがある場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具（銃器及びわな、以下「特定猟具」という。）を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

（2）許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画のもとでのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

ウ 特定計画に基づく数の調整（個体数調整）を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念だけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

（ア）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

（イ）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

（ウ）博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

(エ) 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

(オ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

(キ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

オ 鳥獣保護区、自然公園内等での捕獲許可にあたっての方針

集団渡来地等の鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園特別保護地区など生態系の保護を図ることを目的としている地域の捕獲許可については、特に慎重に取扱うこととする。

カ その他

(ア) 捕獲を実施する者は、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯することとする。

(イ) 捕獲許可の期間が満了し又はその効力が失われた場合には、捕獲実施者に対し鳥獣捕獲許可証の返納と捕獲結果の報告を行わせることとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、ツキノワグマの錯誤捕獲が懸念されることから、以下の基準を満たすものとする。ただし、鳥獣による被害防止のために必要と認められる場合（農林業者が自衛で行う場合は除く。）は、以下によらないことができる。

なお、捕獲許可以外の鳥獣の錯誤捕獲が生じた場合は、放獣しなければならない。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合で、ウの場合を除く

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4mm以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとし、歯や爪などを傷つけにくいタイプの使用に努めるよう指導する。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法

の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

鳥獣の生息数や分布を踏まえた広域的な見地からの必要性及び被害状況等から有害鳥獣捕獲等についての移譲に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 移譲種の拡大についての基本的な考え方

(ア) 狩猟鳥獣であり、現に何らかの被害が発生しており、捕獲による対策が被害抑制に有効な種類で、かつ、生息数も安定していること。

(イ) 非狩猟鳥獣の場合は、被害が看過しがたい状況で、かつ、生息数が安定し、捕獲による対策が有効な種類であること。

イ 権限の移譲を拡大する種類

鳥類はムクドリ、ヒヨドリの2種、獣類はタヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ミンク、アズマモグラ、コウベモグラ、ヒメネズミ、アカネズミ、ハタネズミ、スミスネズミ、ヤチネズミの13種とする。

ウ ツキノワグマの緊急時の捕獲等の権限の一部移譲について

異常出没時に不測の行動を行い、人身事故の危険が高いことから、次の場合については捕獲権限を一部移譲する。

(ア) 日常生活の範囲で人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合。(当該危害を受けた者が、山菜等の採取、その他の行楽、測量、農林業作業、その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。)

(イ) 人家又はその敷地内に侵入している場合。

(ウ) 学校、病院、その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図る。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具(銃器を除く)ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的、許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等で標識を設置する方法も可とする。

イ ツキノワグマの生息地域であって、錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるようにする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して、迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えない方法で埋設処理し、山野に放置することのないようにする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響をおよぼすおそれが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。)さらに捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するようにする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ、カモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(タッグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるようにする。

イ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないため、放逐することとする。

また、狩猟鳥獣以外においては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合は、飼養登録等の手続が必要であること及び捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となることをあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で、必要な資料を得るために適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会うこととし、適正に実施されるよう対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

国、県、市町村のレッドデータブックに記載があり、生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、必要に応じ学識経験者等の意見を聴取した上で判断する。

また、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整

するなど適正かつ計画的に行われるようにする。

特にツキノワグマの八ヶ岳地域個体群については、地域個体群の存続が懸念されることから、生息状況のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて法第 12 条第 2 項に基づく捕獲等の禁止又は制限等、地域住民の合意形成を図りながら講ずることとする。

なお、このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのないよう指導するとともに、地域の関係者の理解のもと、捕獲した個体を被害等がおよぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることを検討する。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものとする。

- (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- (エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数。(羽、頭、個)

エ 期間

1年以内。

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該地域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (ア) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- (イ) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認

められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、鳥獣の生態に著しい影響をおよぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査

環境省足環を装着しての標識調査は次のとおりとする。

ア 許可対象者

国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員、国又は都道府県より委託を受けた者。(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種 2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同 1,000羽以内、その他の者においては同 500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、以下の方針により行うものとする。

ア 農林業被害等、生活環境の悪化、人身への危害若しくは植生衰退等の自然生態系のかく乱(以下「被害等」という。)が、現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。

イ 原則として、捕獲以外の方法により被害等が防止できないと認められるときに行うこととし、加害個体が特定され得る鳥獣については、個体を特定しての捕獲に努める。

狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ドバト以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、許可実績も少ないことから捕獲の許可に当たっては、被害実態を十分調査するなど特に慎重に取り扱うこととする。

また、アライグマ、ミンクなどの外来種による農林水産業又は生態系等に係る被害防止を図る場合にあつては、当該外来種を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 予察捕獲は、常時の捕獲を行い、さらに生息数を低下させる必要があると判断した場合に限り実施することを認める。

(ア) 予察表に係る方針等

予察表は、鳥獣の種類別、時期別、地域別に作成するものとし、保護管理対策協議会等で作成した年間の保護管理計画との整合を図り、予察捕獲の方針を明らかにさせる。

なお、予察表を作成する場合は、第 12 表により作成すること。

(イ) 被害発生予察地図

被害発生箇所が明確に示せるものとする。

(第12表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

エ 特定鳥獣保護管理計画を策定している鳥獣については、有害鳥獣捕獲の対象としないこととする。

オ 捕獲に当たっては、農林業等と鳥獣の保護との両立を図るため、捕獲以外の総合的な対策の実施を優先するよう努める。

カ 人が排出する生ゴミや未収穫作物への依存が鳥獣による被害等を誘引している場合は、被害等の防止の観点から、生ゴミや未収穫作物の適正な処理や安易な餌やり行為の防止について、必要な指導を行う。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 許可基準

(ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者とする。

(イ) 従事者

a 市町村又は環境大臣の定める法人に対する許可の場合

(a) 直接捕獲に従事する者が、当該捕獲方法に該当する狩猟免許を有すること。ただし、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく特例措置を受けている特別

区域内において、網及びわなの使用により捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網猟及びわな猟免許所有者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められている場合は、網猟及びわな猟免許を所持していない者についても従事する者として許可することができるものとする。

なお、この場合は、網猟及びわな猟免許を受けていない者は、網猟及びわな猟免許所有者の監督下で捕獲等を行うものとする。

- (b) 許可対象者により事故に対する十分な損害賠償が保証されている場合又は、狩猟者共済、ハンター保険等へ加入し、狩猟事故による損害賠償能力を備えている者であること。
- (c) 地域の野生鳥獣の生息・被害等の状況、狩猟の実施状況を熟知した者が望ましいことから、広域捕獲などの場合を除き、原則として、該当市町村に居住する者であって、地域の猟友会長と十分協議し、選出した者であること。
- (d) 許可対象者は、従事者の行為に対する最終的な責任者であることから、従事者に対し捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する等、指揮監督を行うこと。

b 個人に対する許可の場合

- (a) 申請日前1カ年間に当該捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けていること。(農林業者などが網猟及びわな猟により自衛する場合及び猟具を用いない場合を除く。)
- (b) 狩猟者共済、ハンター保険へ加入する等、狩猟事故による損害賠償能力を備えていること。
- (c) 銃器による場合には、aの(c)を準用することとする。

(ウ) 鳥獣の種類・数量

- a 対象鳥獣は、被害等を現に生じさせているか又はそのおそれがある種とする。
- b 鳥類の卵の採取は、原則として以下に該当する場合のみ許可の対象とする。
 - (a) 加害個体を捕獲することが困難であり、卵の採取を行わなければ捕獲の目的が達成できない場合。
 - (b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があるため、併せて卵の採取を行わなければ捕獲の目的が達成できない場合。
- c 数量は、被害等の防止、軽減の目的を達成するため、必要最小限とする。

(エ) 期間

- a 対象期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた捕獲を無理なく実施するために必要かつ適切な期間とする。
- b 対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。
- c 狩猟期間中及びその前後の許可については、狩猟と誤認されないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査するとともに、許可対象者に対し適切な対応を指導する。
- d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう指導する。

(オ) 区域

a 対象区域は、被害等の発生状況に応じ、必要かつ適切な区域とし、対象鳥獣の行動圏等を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等とする。

なお、被害の発生状況等に応じて、市町村を越えて共同で捕獲を行う等、効果的に実施されるよう連絡調整を行うこととする。

(カ) 方法

a 地域の実情、従来の捕獲実績を考慮し、最も効果があり、安全性が確保できる方法によることとするが、原則として法第 12 条第 1 項又は第 2 項に規定する捕獲手段は用いることはできないこととする。

b 鉛散弾規制地域では、水鳥の鉛中毒を防止するため、鉛散弾の使用は禁止する。

(キ) 捕獲にあたっての留意事項

a 捕獲の実施に当たっては、従事者に対し事故の発生防止や錯誤捕獲の防止についての各種講習会を受講させるなど、事前の対策を講じさせるものとする。

b 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び腕章等を装着させることとする。

c 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を装着させることとする。

d 捕獲物については、許可対象者の所有に帰するものであることから、その処理方法については、申請の際に明らかにさせ、捕獲の目的に疑義が生じないよう適切な処理を指導する。

e 生きたまま捕獲した個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うこととする。

f 捕獲許可を受けた者に対し、捕獲許可証の返納時に、捕獲場所、捕獲数、処理の概要等についての報告を求めることとする。

なお、必要に応じ特定の種に対しては、更に詳細な報告やサンプル等の提出を求めることとする。

(3) 捕獲の適正化のための体制の整備等

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図り、関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を図ることとする。

ア 捕獲班等の編成

適正かつ迅速な捕獲による被害防除のため、あらかじめ捕獲班等を編成するよう努めるとともに、構成員となり得る人材の養成・確保に努めるよう指導することとする。

イ 関係者間の連携強化

(ア) 被害防除対策を適切かつ円滑に実施するため、地方事務所の管轄地域等を単位に、県、市町村、猟友会、森林管理署、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関

係者による保護管理対策協議会を設置し、野生鳥獣の適正な保護管理のための連絡調整も併せて行うものとする。

- (イ) 市町村においても、市町村、猟友会、農林業団体等、地域住民、鳥獣保護に関する有識者等の関係者による保護管理対策協議会を設置し、被害状況の把握、被害防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発などにより効果的な被害防止が図られるよう助言するものとする。

ウ 被害防除体制の充実

- (ア) 被害防除対策や鳥獣の生態等の知見の収集に努めるとともに、その普及啓発を図るものとする。
- (イ) 特に被害等が激甚かつ慢性的に発生している地域においては、状況の把握・連絡、防除技術の普及、被害対策を行う体制の整備、住民等への啓発により効果的な被害防止が図られるよう助言する。

4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 個体数調整の基本的考え方

個体数調整を目的とした捕獲等の許可は、法第7条第1項に基づき作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。

(2) 個体数調整についての許可基準の設定

ア 許可基準

(ア) 許可対象者及び従事者

- a 市町村又は環境大臣の定める法人に対する許可の場合
有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。
- b 個人に対する許可の場合
有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。

(イ) 鳥獣の種類・数量

鳥獣の種類は、特定鳥獣保護管理計画を策定しているカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルとし、捕獲等の数は、各特定鳥獣保護管理計画の目標達成のために適切な頭数とする。

(ウ) 期間

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適正な期間とすること。

なお、狩猟期間及びその前後の許可については、一般の狩猟と誤認されないように許可対象者に対して地域住民への周知に努めるよう指導を行う。

(エ) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適正な区域とすること。ただし、個人が実施する場合は、有害鳥獣捕獲に準じるものとする。

(オ) 方法

有害鳥獣捕獲に準じて実施することとする。

5 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員。(現地機関の職員を含む。)

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数。(羽、頭、個)

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

カ 許可権者

県知事。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(現地機関の職員を含む。)、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数。(羽、頭、個)

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

カ 許可権者

県知事。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数。(羽、頭、個)

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

カ 許可権者

県知事。

(4) 愛がんのための飼養の目的

ア 許可対象者

自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

メジロに限り、1世帯1羽までとする。

ウ 期間

繁殖期間中は認めない。

エ 区域

原則として、住所地と同一市町内の区域。(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

カ 許可権者

自ら飼養しようとする者の住所地を管轄する市町村長。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする繁殖の場合は、対象放鳥地の個体とする。

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域。(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕。

カ 許可権者

県知事。

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者。(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

カ 許可権者

県知事。

(7) 前各号に掲げるもののほかに鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定等

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われ、人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号第4条第6項）の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家が密集している場所及び人々の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域。

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域。（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定等計画

単位：面積 ha (第13表)

		既指定特定 猟具禁止区 域(A)		本計画期間に指定する特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域					
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)
銃猟による危 険を予防す るための区域	箇所	159	箇所	21	7	15	7	8	58						0
	面積	30,469	変動面積	2,205	795	4,778	547	1,758	10,083						0
わな猟による 危険を予防す るための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0	変動面積						0						0

		本計画期間に区域縮小する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定 猟具禁止区域						計画期間中の 増減	期間終了時の 特定猟具禁止 区域
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
銃猟による危 険を予防す るための区域	箇所						0	21	7	15	7	8	58	0	159
	変動面積						0	2,205	795	4,778	547	1,758	10,083	0	30,469
わな猟による 危険を予防す るための区域	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

単位：面積 ha (第14表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
19年度	佐久市	美笠東	16	10年	再指定					
	佐久市	美笠西	104	10年	再指定					
	佐久市	臼田	272	10年	再指定					
	南佐久郡佐久穂町	雁明	47	10年	再指定					
	南佐久郡佐久穂町	宿岩	94	10年	再指定					
	南佐久郡川上村	川上演習林	189	10年	再指定					

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	
19年度	南佐久郡南牧村	野辺山	38	10年	再指定						
	北佐久郡立科町	宇山	265	10年	再指定						
	上田市	山田・八木沢	30	10年	再指定						
	上田市・東御市	千曲川	110	10年	再指定						
	上田市	尾野山	35	10年	再指定						
	上田市	原山	85	10年	再指定						
	上田市	入山	61	10年	再指定						
	小県郡青木村	琴山	187	10年	再指定						
	諏訪郡原村	柏木	52	10年	再指定						
	上伊那郡南箕輪村	三本木・中ノ原	70	10年	再指定						
	木曽郡上松町	上松	387	10年	再指定						
	木曽郡木曽町	小野原	20	10年	再指定						
	木曽郡王滝村	名古屋市民休暇村	78	10年	再指定						
	松本市	田溝池	6	10年	再指定						
	松本市	並柳	59	10年	再指定						
	計		21箇所	2,205							
	20年度	上伊那郡辰野町	しだれ栗	140	10年	再指定					
上伊那郡辰野町		よこかわ湖	19	10年	再指定						
飯田市		座光寺	125	10年	再指定						
飯田市		妙琴原	20	10年	再指定						
下伊那郡高森町		市田	185	10年	再指定						
塩尻市		小坂田	39	10年	再指定						
東筑摩郡生坂村・長野市		山清路	267	10年	再指定						
計			7箇所	795							
21年度	佐久市	内山牧場・志賀牧場	179	10年	再指定						
	佐久市	切原小学校	17	10年	再指定						
	佐久市	にごり池	55	10年	再指定						
	南佐久郡小海町	小海高校周辺	40	10年	再指定						
	南佐久郡南牧村	野辺山スキー場	64	10年	再指定						
	北佐久郡軽井沢町	南軽井沢矢ヶ崎	1,947	10年	再指定						
	北佐久郡軽井沢町	南軽井沢矢ヶ崎	1,114	10年	再指定						

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
21年度	上田市 茅野市・諏訪郡原村 上伊那郡南箕輪村 下伊那郡喬木村 木曾郡木曾町 塩尻市 大町市 上水内郡飯綱町	来光寺池 金沢・菅浦沢 大芝原 鞍馬沢 木曾駒 南内田 泉 向山	6 52 202 106 789 92 30 85	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		15箇所	4,778							
22年度	佐久市 上田市 上田市 上田市 飯田市 東筑摩郡生坂村・長野市 北安曇郡白馬村	近津 太郎山 箱畳池 峰山 今宮 生坂 姫川第二ダム	153 158 5 58 40 108 25	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		7箇所	547							
23年度	佐久市 佐久市 小諸市 上田市 上田市 伊那市 駒ヶ根市 松本市	前山 雨川ダム 飯綱山 美穂ヶ池 東組 伊那美篤・東春近 上赤須 千鹿頭池	30 29 44 5 90 1,365 193 2	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		8箇所	1,758							
合計		58箇所	10,083							

銃猟に伴う危険を防止するための区域における特定猟具は、装薬銃及び空気銃とする。

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険や事故発生のおそれがある地域については、特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定は行わないこととする。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

新規狩猟者の確保及び教育の場として猟区の設定を推進するものとする。ただし、設定に当たっては、鳥獣の生息環境や有害鳥獣による被害等を勘案し、地域住民との合意形成及び狩猟教育、環境教育の場としての公益性を十分に考慮するものとする。

(2) 設定の方法

次の点を十分考慮して設定を行う。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、県内の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に対し、過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 方針

ア 個体数の増加や分布域の拡大により、著しい農林業等の被害や生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により、地域個体群として絶滅の恐れが生じている鳥獣を対象として、科学的、計画的な保護管理により地域個体群を安定的に維持しつつ、被害の軽減を図ることを目的として特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を策定する。

イ 特定計画の内容は、生息調査等に基づく現状分布と目標の設定、捕獲以外の被害防除、個体数の調整、生息環境の保全と整備を基本とする保護管理とし、定期的なモニタリングに基づき必要に応じて見直す。

ウ 特定計画の策定、見直し、実施に当たっては、学識経験者、関係行政機関、農林業団体等、狩猟団体、自然保護団体等で構成される特定鳥獣保護管理検討委員会を設置し、検討及び評価を行う。併せて対象鳥獣ごとに専門部会を設置し、専門的な観点から分析及び評価を行う。

エ 特定計画の策定に当たっては、学識経験者、被害者、市町村、狩猟団体、自然保護団体等の利害関係者を対象とする公聴会を開催するとともに、パブリックコメントを行いより広い意見を聴取する。

オ 広域分布型鳥獣の保護管理については、関係機関で設置された協議会等の取り組みに参画するとともに、協議会等が特定計画の策定する場合は、協力していくこととする。

2 実施計画の作成に関する方針

(1) 方針

ア 対象鳥獣は、農林業被害が多いなど人との軋轢が深刻化しているカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルとする。

これ以外の鳥獣については、被害状況や生息分布の拡大状況などから、特定計画の策定が必要な場合には、検討を行うものとする。

また、生息数の増加、分布が拡大傾向にあり水産業被害が懸念されるカワウについては、中部近畿カワウ広域協議会において策定が予定されている保護管理指針に基づき、特定計画の策定についての検討を行うものとする。

イ 目標期間は、対象鳥獣ごとに検討の上、適切な期間を設定するが、特別な理由がない場合、原則として5年間とする。

ウ 対象地域は、原則として対象とする地域個体群が分布する地域を包括するよう定め、対象とする地域個体群が県の境界を越えて分布する場合は、関係する県と十分な協議及び調整を行う。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間 (目標期間)	対象区域	備 考
平成20年度	科学的、計画的な保護管理により地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。	ニホンザル	平成21～23年度 (平成21～25年度)	全県	平成15年度第1期計画策定 計画期間：平成16～20年度
平成21年度		カモシカ	平成22～23年度 (平成22～26年度)	全県	平成16年度第2期計画策定 計画期間：平成17～21年度
平成22年度		ニホンジカ	平成23年度 (平成23～27年度)	全県	平成18年度第2期計画策定 計画期間：平成18～22年度
平成23年度		ツキノワグマ	平成19～23年度	全県	平成13年度第1期計画策定 計画期間：平成14～18年度

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の現況の把握及び野生鳥獣の適切な保護管理等、人と野生鳥獣との共存を実現するための基礎資料を得ることを目的とし、試験研究機関、研究者、狩猟団体、NPO等と連携しつつ、必要に応じて鳥獣の生息状況調査を行う。

また、狩猟を含めた捕獲情報を集積し、活用するためのシステムの整備に努める。

なお、特定計画を策定した鳥獣については、特定計画に基づき調査を行う。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣の生息環境の把握及び保護管理を進める上での資料とするため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等の鳥獣保護対策調査の実施に努めるものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県民になじみが深く判別が容易で、生活環境及び自然環境の保全にも関連する鳥獣について、県民参加型の一斉調査を企画・実施し、全県的な鳥獣の生息動向を把握するとともに、県民への保護意識の普及啓発を推進する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣について、保護管理を進めるための基礎情報の把握に努める。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

この調査は、ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにすることを目的とする調査で、昭和44年度から全国で一斉に調査を実施している。水鳥の生息環境を把握するための調査として、環境省の実施要領に基づき今後も継続する。

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新設の鳥獣保護区等については、指定に先立ち、既存資料及び現地確認等により、予定地及び周辺地域の鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の状況などの把握に努める。

また、既設の鳥獣保護区等の更新時には、鳥獣保護員の巡視時の目撃情報や被害状況の推移等により、指定効果の把握に努める。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査するものとし、保護管理に留意すべき鳥獣については、捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日など狩猟者からの捕獲状況報告の収集等により捕獲状況の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

特定計画を策定した鳥獣については、捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日など捕獲状況報告の収集等により捕獲状況の把握に努める。

また、その他の狩猟鳥獣については、狩猟者登録証返納時に捕獲メッシュ番号の記載や他の調査における目撃情報等の活用により、生息状況等の把握に努めるとともに、狩猟者に情報等をフィードバックしていくこととする。

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥に当たって、生息状況や放鳥場所の環境等を把握する事前調査及び足環装着により、定着割合、年齢、生息環境別の嗜好性等を把握する事後調査を行うようにする。

(4) 狩猟実態調査

狩猟者登録申請時にアンケートを配布し、返納時に回収することにより、可猟地域における狩猟実態、狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況、猟具の使用実態、狩猟者の減少の状況等について把握する。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

特定計画を策定した鳥獣は、計画に基づき必要な調査を行う。また、被害等が著しい又は大きな影響が懸念される鳥獣については、被害状況の分析や生態の把握を行うとともに、被害発

生メカニズムを明らかにし、効果的な被害対策技術の開発に努める。

第8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

1 鳥獣思想についての普及

(1) 方針

生物多様性の保全を基本とし、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、人と野生鳥獣との共存を実現するため、鳥獣の生態や自然の成り立ち、人と野生鳥獣との適正な関わり方等について普及啓発を行う。

(2) 事業の年間計画

(第16表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自然観察会等の開催指導	←												→	
愛鳥週間ポスター原画募集	←					→		←		→				
巣箱作製、設置指導及びコンクール開催			→					←						

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第17表)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
愛鳥週間ポスター原画募集 巣箱作品募集 鳥獣保護実績発表大会参加校募集 自然観察会開催	同左	同左	同左	同左

2 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及の拠点である愛鳥モデル校以外にも、みどりの少年団、こどもエコクラブ等と連携しつつ、人と野生鳥獣との共存の考え方の普及啓発を進めるための環境教育に努める。

また、必要に応じ鳥獣保護員や(財)日本野鳥の会各支部等の協力を得て、鳥類に関する普及啓発活動や野鳥観察指導などのほか、参考図書の配布及びビデオテープの巡回貸付、巣箱の製作についての技術指導や資材の供与等の支援に努める。

3 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣を誘引する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存することや人馴れが進むなど、結果として鳥獣による生活環境や農作物等への被害を引き起こす原因となっている。生態系や鳥獣の保護管理に影響が生じないように、鳥獣への安易な餌付けの防止について、長野県公式ホームページ等を活用し、注意喚起及び指導啓発

を積極的に推進する。

(2) 年間計画

(第18表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
注意喚起	←												→	ホームページ掲載 パンフレット配布	一般県民
指導啓発	←												→	講習会及び研修会 の開催	市町村職員・ 鳥獣保護員等

4 法令の普及徹底

(1) 方針

ア 担当者等への関係法規等の周知徹底

野生鳥獣に関する保護思想の普及啓発を図るため、鳥獣保護員や市町村担当者に対して鳥獣保護事業計画や関係法規等の周知を図り、一般県民への普及等に協力を求めるものとする。

イ 一般県民への周知徹底

若齢鳥獣の拾得防止(「ヒナを拾わないで!」運動の推進)、捕獲規制制度への理解(かすみ網、くくりわな、とらばさみ等の使用規制を含む)、鳥獣飼養登録制度等、一般県民に関係のある事項について、長野県公式ホームページ、広報紙、ポスター、パンフレット、講習会等により、その問題点等も含め周知徹底を図るものとする。

(2) 年間計画

(第19表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
法令の普及	↔						↔						鳥獣保護員 会議	鳥獣保護員
		↔	↔									↔		
有害鳥獣捕獲	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	申請時に指導	市町村職員
狩猟制度全般						↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	狩猟者対象 講習会	狩猟者

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護事業計画の内容、狩猟者登録者数等を勘案し、事務量に応じて適正に配置する。

また、鳥獣行政担当職員を対象とし、計画的に研修を行い専門的知識の向上を図るとともに、市町村担当職員の資質向上への支援を図る。

(2) 設置計画

(第20表)

区 分	現在			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
林務部 森林整備課 鳥獣保護係	2	3	5	2	3	5	県全域を対象とする計画の立案・実施、予算編成、現地機関の総括
地方事務所 林務課 林務係		20	20		20	20	所管区域内の鳥獣保護事業の実施

(3) 研修計画

(第21表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	国	5月下旬	1回	全国	1	鳥獣保護行政担当職員の専門知識の習得	
野生鳥獣保護管理行政担当職員研修	県	5月 6月 2月	各1回	全県	10	鳥獣保護行政担当職員の基本的な知識、防除対策技術の習得、成果・課題の検討	
鳥獣保護行政担当者会議	県	春、秋	各1回	全県	10	年間スケジュール、定例事務の説明及び重点課題等への取組み	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護事業の実施に関する業務の補助のため、市町村合併前の市町村数に見合う人数を目標に任用し、専門性の高い鳥獣保護員の配置、公募による任用など地域の実情に応じた総数の確保に努めることとする。

また、狩猟制度及び野生鳥獣の生態、保護管理についての知識や経験を有する人材から任用し、クマ対策員と連携を図りながら業務を遂行することとする。

(2) 設置計画

(第22表)

基準設置数 (A)	平成18年度末		年 度 計 画					計 (C)	充足率 (C/A)
	人員 (B)	充足率 (B/A)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
人 116	人 116	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 116	% 100

(3) 年間活動計画

(第23表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟に関する指導									←	→				
捕獲許可に関する指導	←													→
鳥獣保護事業の啓発	←													→
保護管理の指導	←													→
傷病鳥獣の保護	適宜													
鳥獣に関する調査	適宜													

(4) 研修計画

(第24表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	現地機関	4月 10月	2回 (延べ20回)	ブロック	116	鳥獣行政のあり方、鳥獣関係法令の知識、鳥獣の生態に関する知識等最新知見の習得	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

市町村及び地域の保護管理対策協議会等と協力しつつ、地域における保護管理のリーダー的人材の育成を図るための研修等を開催する。

また、野生鳥獣の保護管理の欠くことのできない担い手である狩猟者の高齢化及び減少が著しいことから、狩猟実態調査により狩猟者を取り巻く現状を把握分析した上で、(社)長野県猟友会と協力し、狩猟者の確保及び育成を図るためのPRや研修等を行う。

(2) 研修計画

(第25表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣害防止対策研修会	長野県	10月	1回	全県	150人	最新の被害防除手法の習得	
保護管理研修会	地域保護管理対策協議会	適宜	1回 (延べ20回)	ブロック	10~50人	最新の被害防除手法の習得	
狩猟者講習会	長野県	猟期前	-	ブロック	10~50人	安全狩猟技術の向上、鳥獣保護制度の習得	

(3) 狩猟者減少防止対策

保護管理の実態を支えている狩猟者の高齢化及び減少が危惧されることから、(社)長野県猟友会の協力を得ながら狩猟者の実態を把握するとともに、狩猟未経験者を対象とした説明会

や講習会の開催、農閑期（2月）に狩猟免許試験を開催する等、狩猟者の減少防止対策を講じていく。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

人と野生鳥獣との共存の考え方の普及啓発と鳥獣の適正な保護管理を図るため、戸隠森林学習館を学習展示施設、林業総合センター、環境保全研究所、動物愛護センター（ハローアニマル）病虫害防除所を調査研究や保護管理の支援機関として位置付け、それぞれ役割を分担し、連携を取りながら自然保護思想の普及啓発に努める。

5 取締り

(1) 方針

事故及び違反の未然防止のため、鳥獣保護関係法令の普及徹底に努めるとともに、県警本部、各警察署、(社)長野県猟友会、市町村、その他関係機関等と緊密な連携体制のもと、迅速かつ適正な取締りを行う。

また、飼養目的の鳥類の違法捕獲、違法販売行為については、県警本部、各警察署、野鳥保護団体等と緊密な連携体制のもと、迅速かつ適正な取締りを行う。

【取締まり重点事項】

- ア 銃弾の達する恐れがある人畜・建物などに向かったの銃猟違反
- イ 人家の多い場所などにおける銃猟違反
- ウ 捕獲禁止場所での捕獲違反
- エ 日の出前、日没後の銃猟違反
- オ 非狩猟鳥獣などの捕獲違反及び狩猟鳥獣の捕獲制限違反
- カ 危険なわななどの設置違反
- キ 無免許・無登録者による狩猟違反
- ク かすみ網、とりもちなどによる捕獲違反
- ケ 鳥獣の無許可捕獲、無許可飼育違反
- コ ペット業者、鳥獣加工業者による違法行為

(2) 年間計画

(第26表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法行為取締まり	←												→	
狩猟事故防止								←	→					
その他取締まり	←												→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第 10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状態である一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣等も存在している。このため、特定計画等による個体数の管理、生息環境の管理及び被害防除対策について、適切な目標設定のもとで関係機関が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。

また、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の確保及び育成の必要性が指摘されている。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドリスト及び長野県版レッドリスト等に記載されている鳥獣又はそれに準ずる鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び長野県希少野生動物保護条例（平成 15 年 3 月 24 日条例第 32 号）による取り組みとも連携しつつ、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 4 条に基づく自然環境保全基礎調査等による生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、個体群の維持回復に努める。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第 2 条第 3 項により環境省で定める狩猟鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

地域個体群の存続を念頭におき、生息状況及び被害状況の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど、持続的な利用が可能となるよう適切な保護管理に努める。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号、以下「外来生物法」という。）で指定された特定外来生物など、本来県内に生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され、県内に生息している鳥獣とする。

イ 管理の考え方

県内において、生態系、人の生命・身体、農林水産業被害を生じさせている鳥獣又は被害を生じさせるおそれのある鳥獣については、外来生物法による取り組みとも連携しつつ、有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

県内に生息している希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

3 狩猟の適正管理

狩猟にかかる規制区域指定等の制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する区域の指定及び狩猟鳥獣の捕獲数や期間を制限する等、必要に応じてきめ細やかに実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者から意見を聴取し、必要に応じて見直すものとする。

【狩猟鳥獣の制限または緩和】

ニホンジカ：メスジカ捕獲禁止の解除（1日当たりの捕獲制限解除）

4 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合、地域個体群の個体数管理に配慮しつつ、被害対策への取り組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について、入猟者承認制度により地域個体群の適切な保護管理を行う。

なお、長野県においては、入猟者承認制度は当面実施しない。

5 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握分析し、関係機関及び土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集分析を行い、関係機関及び土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

6 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法飼養を根絶し、県民の野鳥保護思想の高揚に努めるとともに、鳥類の飼養の適正化を図るため、違法捕獲及び違法な飼養者に対する指導と取締りの強化に努めるものとする。

また、野生鳥獣は、自然の中で保護すべきであり、鳥獣の乱獲のおそれもあることから、愛

がん飼養のための捕獲は原則として許可しないこととする。

なお、飼養許可権限は市町村長に移譲されていることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう要請することとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 飼養登録制度については、許可権限を市町村長に移譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、飼養許可証の更新の際は、飼養個体と装着許可書（足環）を照合し確認したうえで行うものとする。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性など高齢個体の特徴を視認することにより、個体のすり替えが行われていないかを慎重に確認した上で更新を行うものとする。

ウ 装着許可証の毀損などによる再交付は原則として行わず、毀損時の写真などの状況により同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

エ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯などを確認し、一個人が多数の飼養をすることがないようにする。

7 販売禁止鳥獣等

次の(1)、(2)の両方に該当する場合に許可する。

(1) 販売の目的が規則第23条の目的に適合すること。

(2) ヤマドリが販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処置が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障をおよぼすおそれがあるものでないこと。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

ア 人と野生鳥獣との共存の考え方を広報等により、一般県民を対象とした普及啓発に努める。

イ 野生鳥獣の保護増殖を目的とし、(社)長野県獣医師会、公営動物園、救護ボランティア、一般県民と連携し、それぞれの立場で傷病鳥獣の救護を進める。

ウ ヒナや出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、一般県民に対し周知徹底する。

(2) 保護収容者による救護の推進

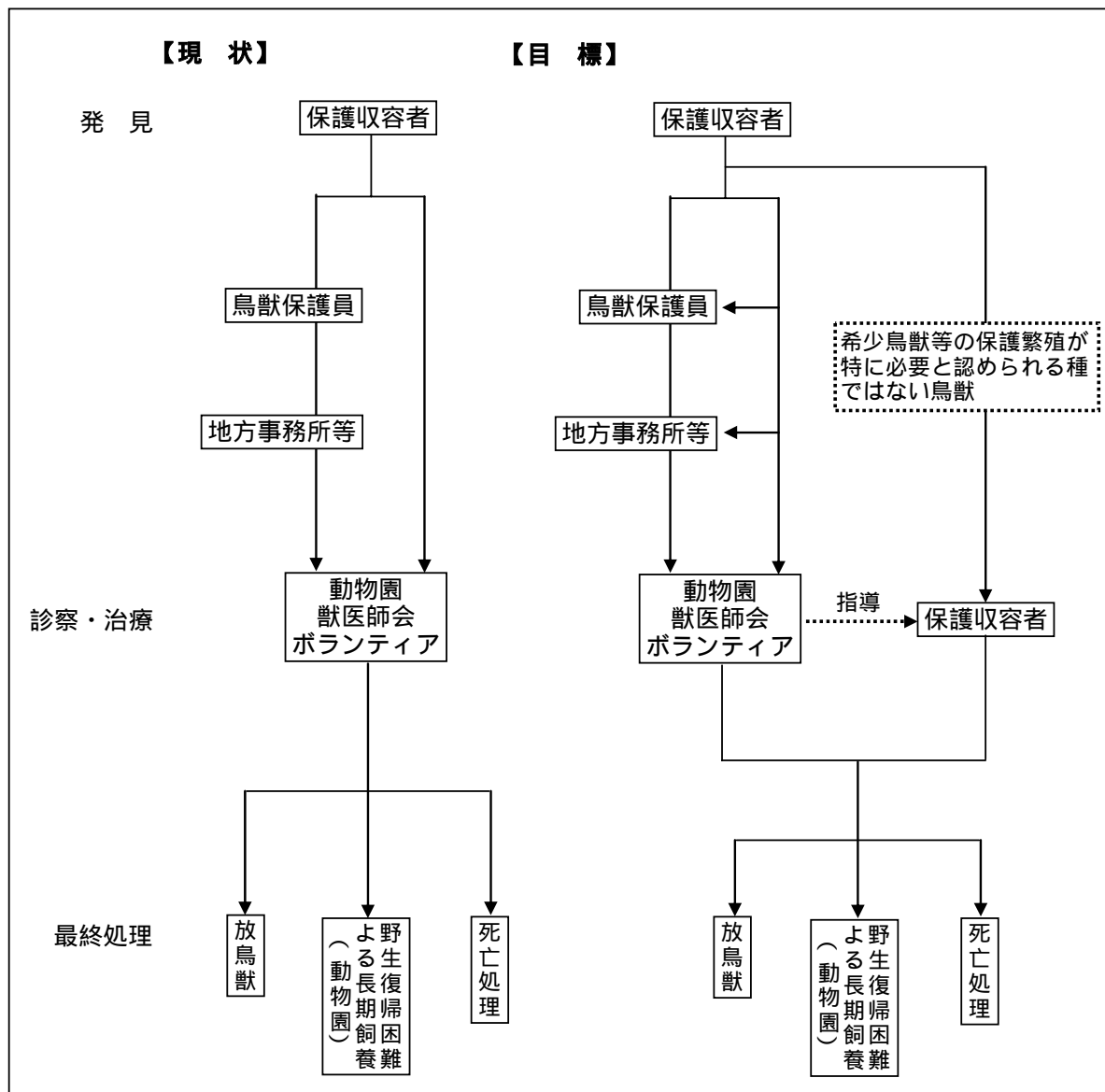
保護収容者の自主性に基づく救護を推進するとともに、野生鳥獣救護マニュアル（平成19年3月）に基づいて、関係機関の役割を周知徹底する。

(3) 傷病鳥獣救護ボランティアの充実

ア 傷病鳥獣救護ボランティアは、傷病鳥獣の救護を行うだけでなく、自らの救護技術の向上に努める。

イ 保護収容者（一般県民）の自主性に基づく救護に対し、指導的な役割を担う。

(4) 傷病鳥獣の保護体制



9 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生により、海外では野鳥の大量死も報告されている。こうした感染症が日本国内で発生し、希少種を始めとした鳥獣への影響が懸念されているため、国及び県は、鳥獣保護の視点から発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するものとする。

また、県は鳥獣に関する専門的な知見をもって、地域住民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

本県における具体的な対応は、「長野県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（平成18年12月28日施行 長野県衛生部・農政部）」に基づき実施するものとする。

【高病原性鳥インフルエンザ発生時対応フロー】

